

入札公告

令和5年度和歌山県水産試験場自動ドア修繕業務について、次のとおり条件付き一般競争入札（事前審査）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年11月28日

和歌山県知事 岸本周平

1 条件付き一般競争入札に付する業務の概要

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1) 事業年度 | 令和5年度 |
| (2) 業務名 | 令和5年度和歌山県水産試験場自動ドア修繕業務 |
| (3) 業務場所 | 和歌山県東牟婁郡串本町串本1557-20
和歌山県水産試験場内 |
| (4) 業務概要 | 仕様書のとおり |
| (5) 契約期間 | 契約締結日から令和6年3月31日 |
| (6) 最低制限価格 | 設定なし |
| (7) 施工形態 | 単体企業 |
| (8) 前払金 | 無 |
| (9) 部分払 | 無 |
| (10) 入札保証金 | 免除 |
| (11) 契約保証金 | 要 |
| (12) 議会の議決 | 不要 |

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加することができる者は、令和5年11月28日（火）現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県建設工事入札参加資格における「建築工事業」の業種の入札参加資格を有する者であり、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施工）に規定する入札参加資格認定通知書において、「建築工事業」の入札参加可能ランクがCランク以上であること、又は和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『1 建築物の保守管理業務』の小分類『18 自動ドア保守』」であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていないものであること。
- (4) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施工）における格付けの取り消しを受けていない者であること。
- (5) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和5年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (7) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (8) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (10) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (11) 和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）

(2) 期間

令和5年11月28日（火）から令和5年12月13日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで。

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、令和5年12月4日（月）午後5時までに和歌山県農林水産総務課に対して、書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

その他の質問の方法等については、入札説明書のとおり

5 現場確認を行う場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県東牟婁郡串本町串本1557-20

和歌山県水産試験場

(2) 期間

令和5年11月28日（火）から令和5年12月4日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで。

- (3) 現場確認は、和歌山県水産試験場に事前連絡のうえ、和歌山県水産試験場の職員の立ち会いのもと必ず行うこと。

6 条件付き一般競争入札参加の申出の手続及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、入札の事前において、入札参加資格確

認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続き等については、入札説明書のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産総務課

イ 期間

令和5年11月28日(火)から令和5年12月12日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(3)に同じ。(仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。)

7 条件付き一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 条件付き一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁 東別館5階 農林水産部会議室

イ 入札日時

令和5年12月19日(火)午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を持参するものとする。

8 入札方法

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 郵送により入札する場合には、入札書を入れた封筒及び和歌山県の発注する事業の入札参加資格要件適格認定通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和5年12月18日(月)午後5時までに、和歌山県農林水産総務課へ必着させること。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

11 入札の無効に関する事項

本公告に示した条件付き一般競争入札に参加する資格のない者及び条件付き一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県からこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等、入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

12 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、7(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

13 契約書の要否

要

14 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 入札事務に関すること

所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

名称 和歌山県農林水産総務課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2863 (直通)

ファクシミリ番号 073-433-3024

(2) 現場確認に関すること

所在地 和歌山県東牟婁郡串本町串本1557-20

名称 和歌山県水産試験場

電話番号 0735-62-0940

入札説明書

「令和5年度和歌山県水産試験場自動ドア修繕業務」

令和5年度和歌山県水産試験場自動ドア修繕業務に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 入札公告年月日

令和5年11月28日（火）

2 条件付き一般競争入札に付する事項

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1) 事業年度 | 令和5年度 |
| (2) 業務名 | 令和5年度和歌山県水産試験場自動ドア修繕業務 |
| (3) 業務場所 | 和歌山県東牟婁郡串本町串本1557-20
和歌山県水産試験場内 |
| (4) 業務概要 | 仕様書のとおり |
| (5) 契約期間 | 契約締結日から令和6年3月31日 |
| (6) 最低制限価格 | 設定なし |
| (7) 施工形態 | 単体企業 |
| (8) 前払金 | 無 |
| (9) 部分払 | 無 |
| (10) 入札保証金 | 免除 |
| (11) 契約保証金 | 要 |
| (12) 議会の議決 | 不要 |

3 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加することができる者は、令和5年11月28日（火）現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県建設工事入札参加資格における「建築工事業」の業種の入札参加資格を有する者であり、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施工）に規定する入札参加資格認定通知書において、「建築工事業」の入札参加可能ランクがCランク以上であること、又は和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。）に基づき競争入札参加資格者名簿に記載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『1 建築物の保守管理業務』の小分類『18 自動ドア保守』」であること。

- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていないものであること。
- (4) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行）における格付けの取り消しを受けていない者であること。
- (5) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和5年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (8) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (10) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (11) 和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

4 入札参加資格確認申請書類及びその配布方法等

- (1) この条件付き一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 条件付き一般競争入札資格確認申請書（事前審査用）（様式ア）
 - イ 和歌山県が行う競争入札に参加する資格を有する旨の通知書の写し
- (2) (1) の入札参加資格確認申請書類の用紙等を交付する場所及び期間
 - ア 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）
 - イ 期間
令和5年11月28日（火）から令和5年12月12日（火）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年12月4日（月）午後5時までに和歌山県農林水産総務課に対して、書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
書面の様式は、仕様書等に関する質問申出書（様式1）とする。
- (4) 質問については、原則として令和5年12月6日（水）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法及び和歌山県農林水産総務課での備え付けの方法により公表するものとする。
ただし、その内容が軽微なものにあっては、和歌山県農林水産総務課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。
- (5) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間等

ア 場所

(2) のアに同じ。

イ 期間

(2) のイに同じ。

入札参加資格確認申請書類は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

書留郵便による郵送の場合は、提出期限（受付期間の最終日）前日の午後5時までに必着のこと。

ウ 郵送の場合には、必要な確認等は電話で行うこととするため、その連絡が取れない場合、必要な説明が得られない場合その他必要な書類が欠けている場合には受付できない、又は参加資格要件不適格となる。

エ 提出に際して、必要となる添付書類のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

オ 受付期間後の入札参加資格確認申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

カ 入札参加資格確認申請書類の作成及び申請（提出を含む。）に関する費用は、申請者の負担とする。

キ 入札参加資格確認申請書類は、返却しない。

5 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書（以下「適格認定通知書」という。）又は条件付き一般競争入札資格要件不適格認定通知書（以下「不適格認定通知書」という。）を、令和5年12月15日（金）までに郵送により送付する。

6 条件付き一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 条件付き一般入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、5の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により4の(2)アに掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により行うものとする。

7 現場確認を行う場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県東牟婁郡串本町串本1557-20

和歌山県水産試験場

(2) 期間

令和5年11月28日（火）から令和5年12月4日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで。

(3) 現場確認は、和歌山県水産試験場に事前連絡のうえ、和歌山県水産試験場の職員の立ち会いのもと必ず行うこと。

8 条件付き一般競争入札の場所及び日時等

(1) 条件付き一般競争入札執行の場所及び日時等

ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁 東別館5階 農林水産部会議室

イ 入札日時
令和5年12月19日(火)午後1時30分から

ウ 開札場所
アに同じ。

エ 開札日時
イに同じ。

9 入札の方法に関する事項

(1) 入札に参加する者は、所定の入札書(様式2)に入札する事項を記入して行うこと。

ア 入札金額は、業務を完了するための価格の総額とする。

また、入札は、業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。

イ 入札書には、業務の名称その他必要事項を明記した上、入札者の氏名(商号(屋号)を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ)を記入して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

エ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の商号又は名称、業務名及び入札年月日を表示すること。ただし、12の(3)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

(4) 郵送により入札する場合には、(3)の入札書を入れた封筒及び条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和5年12月18日(月)午後5時までに、和歌山県農林水産総務課へ必着させること。

(5) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 入札は、開示時間に遅刻した者は参加できない。

イ 入札に参加できないときは、開始時刻までにその旨を連絡すること。

ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者(業者)1人とし、入室時に適格認定通知書を提示するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状(様式3)を提出しなければならない。

エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。

オ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期(中

断を含む。)し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときも、同様とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。
- (2) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。

契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等については、別紙「入札保証金及び契約保証金に関する取扱」のとおりとする。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請及び書類提出を行った者がした入札。
- (2) 必要な書類を事前に提出している入札参加資格保有者のうち、入札時点において3に掲げる要件を満たしていない者のした入札。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (4) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札。
- (5) 入札者が他人を代理し、又は代理人が他の入札者の代理を兼ねた場合のそのいずれもの入札。
- (6) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札。
- (7) 記名押印を欠いた入札書による入札。
- (8) 金額を訂正した入札書による入札。
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札。

12 落札者の決定に関する事項

- (1) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (4) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、8(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (5) 入札執行直後に入札談合に関する情報があった場合又は談合の疑いがある不自然な入札が行われた場合、その調査確認のため必要な期間、落札者の決定及び落札者との契約締結を保留することができるものとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

13 その他

- (1) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。
- (2) この条件付き一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 入札事務に関すること

所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
名 称 和歌山県農林水産総務課
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2863 (直通)
ファクシミリ番号 073-433-3024

イ 現場確認に関すること

所在地 和歌山県東牟婁郡串本町串本1557-20
名 称 和歌山県水産試験場
電話番号 0735-62-0940

別紙「契約保証金に関する取扱」

1 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。

契約保証金は、契約履行後還付する。

(2) 契約保証金に代わる担保の種類は、次のとおりとする。

<p>ア 国債又は地方債</p>	<p>債権金額(割引の方法で発行された国債又は地方債であって担保の提供の日より5年以内に償還期限が到来しないものについては、発行価格)</p>
<p>イ 鉄道債券その他の政府の保証のある債券、資金運用部資金法(昭和26年法律第100号)第7条第1項第9号に規定する金融債</p>	<p>額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の8割に相当する金額</p>
<p>ウ 知事が确实と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の保証(当該保証を証する書面を提出すること)</p>	<p>保証証書に記載された保証金額</p>
<p>エ 銀行が振り出し、又は支払保証をした持参人払式小切手(和歌山又は新宮の手形交換所で換金可能なもの)</p>	<p>小切手金額 (換金時に換金手数料が必要な場合は、入札参加者が負担するものとする。)</p>
<p>オ 銀行が引き受け、又は保証し、若しくは裏書きをした手形</p>	<p>手形金額(その手形の満期日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)</p>
<p>カ 銀行に対する定期預金債権(当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出すること)</p>	<p>当該債権証書に記載された債権金額</p>
<p>キ その他确实と認められる担保で知事の定めるもの</p>	<p>知事の定める額</p>

ただし、次の場合は、契約保証金の納付を免除できる。

ク 保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。

ケ 過去2年間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と同種同規模の契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出したとき。

① 契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等がわかるもの）

② ①に係る仕様書等の写し（履行した業務の内容がわかるもの）

契約の相手方（落札者）は、契約保証金免除申請書（様式4）により提出すること。

(様式ア)

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査用）

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
名称又は商号
代表者職氏名
(担当者名)
(電話番号)
(FAX番号)

令和5年11月28日付けで入札公告のあった下記の条件付き一般競争入札に係る入札参加要件確認のため、関係書類を添えて申請します。

なお、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査用）及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札事項名

入札に付する	事業年度・番号	令和5年度
	業務の名称	令和5年度和歌山県水産試験場自動ドア修繕業務
入札を行う 場所及び日時	場 所	和歌山県庁 東別館5階 農林水産部会議室
	日 時	令和5年12月19日 午後1時30分から

2 添付書類

(1) 和歌山県建設工事入札参加資格認定通知書の写し

又は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し

仕様書等に関する質問申出書

令和5年 月 日

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課 様

事業年度	令和5年度	公告年月日	令和5年11月28日
業務の名称	令和5年度和歌山県水産試験場自動ドア修繕業務		
質問者	住所		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者の所属及び職氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
質問事項	<p>1 仕様書について</p> <p>2 入札説明書について</p>		

<h2 style="margin: 0;">入 札 書</h2>									
入札金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
<p>ただし、令和 5 年度和歌山県水産試験場自動ドア修繕業務に係る入札金 上記のとおり入札します。</p> <p style="text-align: center;">令和 5 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">代表者職氏名</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(代理人の場合)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏名</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">印</p> <p style="margin-top: 20px;">和歌山県知事 様</p>									

- 注) 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

委 任 状

和歌山県知事 様

私は、 _____ ㊞ を代理人と定め、下記事項を
処理する一切の権限を委任します。

記

令和5年度和歌山県水産試験場自動ドア修繕業務の入札について

令和5年 月 日

委任者
住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

様式 4

契約保証金納付免除申請書

令和 5 年 月 日

和歌山県知事 様

住所

商号又は名称

代表者職氏名

和歌山県財務規則（昭和 6 3 年和歌山県規則第 2 8 号）第 9 3 条第 3 号の規定により下記 1 の契約に係る契約保証金の納付の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

なお、下記 2 に記載の契約については、契約期間内に履行し、所要の完了検査に合格したことに相違ないことを誓約します。

記

1 契約事項

事業年度	令和 5 年度
業務の名称	令和 5 年度和歌山県水産試験場自動ドア修繕業務

2 国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体との契約実績

発注者	契約の業務名等	契約日	完了日	契約金額

※ 過去 2 年間で、1 の契約事項と同種・同規模の実績を数件以上記載してください。

※ 上記を証明する資料として次の書面を必ず添付してください。

- (1) 2 に記載した契約に係る契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等が分かるもの）
- (2) 2 に記載した契約に係る仕様書等の資料の写し（履行した業務の内容が分かるもの）